



環境負荷軽減促進優遇のご案内

～省エネ設備、再エネ設備、低燃費車を導入される方～

(1) 環境負荷軽減促進優遇とは

杉並区内の中小事業者が利用する中小企業資金融資の用途の内容に、**省エネ設備**、再エネ設備、低燃費車等の導入経費が含まれる場合に利率を優遇する制度です。

優遇の対象であれば、事業者の皆様が負担する利率が**0.2%引き下げ**となります。

(2) 対象となる資金

普通資金、小規模企業小口資金、経営基盤強化資金、創業支援資金、新事業展開資金

優遇対象となる設備

省エネ設備		再エネ設備			車両
照明機器	高効率の空調設備	太陽光発電システム	太陽熱利用システム	蓄電池	低燃費車、低公害車 (HV車、EV車等)

東京都産業労働局が定める「**都内の中小企業事業所における地球温暖化対策推進のための導入推奨機器指定要綱**」により指定を受けた以下の設備

照明機器
(LED照明器具等)

高効率の空調設備
(エアコン等)

優遇を受けるために必要な提出書類

提出する書類	詳細	提出物例
(1) 導入する製品の型式番号が分かる資料 (カタログ、パンフレット等)	<ul style="list-style-type: none"> 導入する製品の型式番号が確認できるものをご提出ください。メーカー名、製品名、型式番号が確認できる部分のみでも可。(見積書で型式番号が確認できる場合もあります) <p>【型式番号の例】</p> <p>(例) ダイキン エアコン「スカイエア」 ⇒ 「SZRC112BYN」 (例) パナソニック LED誘導灯器具 ⇒ 「FA10312CLE1」</p>	<ul style="list-style-type: none"> 製品のカタログ等 (写) (見積書) 等
(2) 東京都指定の「中小企業向け導入推奨機器」であることが確認できる資料	<ul style="list-style-type: none"> 東京都産業労働局ホームページに掲載の「中小企業者向け導入推奨機器」ページで対象となる製品の検索が可能です。当該製品が対象であることが分かる部分を印刷した資料をご提出ください。 検索方法の詳細については裏面をご覧ください。 <p>(参照先)</p> <ul style="list-style-type: none"> 東京都産業労働局ホームページ 中小企業者向け 導入推奨機器検索ページ (https://www.donyu-suisho.metro.tokyo.lg.jp/) 	<ul style="list-style-type: none"> 「中小企業向け導入推奨機器」の検索結果の写し ※詳細は裏面参照

その他

- ・産業経済団体加入者優遇等の他の優遇措置とは併用できません。
- ・必要に応じて上記以外に書類を提出していただく場合があります。
- ・融資あつせん後、購入する設備が変更となった場合には、以下の連絡先へお知らせください。

お問い合わせ先

杉並区産業振興センター-就労・経営支援係 (創業・経営相談担当)

〒167-0043 杉並区上荻1-2-1 Daiwa荻窪タワー2階 TEL 03-5347-9182 FAX 03-3392-7052

